

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 目的
 - (2) 開設を必要とする理由
 - (3) 通信の相手方及び通信事項
 - (4) 無線設備の設置場所
 - (5) 電波の型式並びに A 及び空中線電力
 - (6) 希望する運用許容時間
 - (7) 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日
 - (8) 運用開始の予定期日
 - (9) 他の無線局の免許人又は登録人との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- ② 人工衛星局の免許を受けようとする者は、①の書類に、①に掲げる事項のほか、その人工衛星の B 及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。
- ③ 次の(1)から(3)までに掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であって総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
- (1) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（ C 以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）
 - (2) 電気通信業務を行うことを目的として陸上等（陸上及び地表又は水面から50キロメートル以下の高さの空域をいう。）に開設する移動しない無線局であって、③(1)に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
 - (3) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
- ④ ③の期間は、 D を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、③による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

A	B	C	D
1 希望する周波数の範囲	運用開始の時期	3	3月
2 希望する周波数	打ち上げ予定時期	1又は2	3月
3 希望する周波数の範囲	打ち上げ予定時期	1又は2	1月
4 希望する周波数の範囲	打ち上げ予定時期	3	3月
5 希望する周波数	運用開始の時期	3	1月

A－2 固定局の工事落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数について検査を受けなければならない。

A－3 次の記述は、総務大臣の登録を受けて開設する無線局について述べたものである。電波法（第4条及び第27条の21）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他 **A** を同じくする他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める **B** 開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- ② ①の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(4)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格

(3) **C**

(4) 周波数及び空中線電力
- ③ ①の総務大臣の登録を受けて開設する無線局は、総務大臣の免許を受けることを要しない。

A	B	C
1 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）	区域内に	無線設備の設置場所
2 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）	区域内に	通信の相手方、通信事項及び無線設備の設置場所
3 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）	周波数を使用して	通信の相手方、通信事項及び無線設備の設置場所
4 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）	周波数を使用して	無線設備の設置場所

A－4 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる **A** に関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第3項第7号に規定する **B** を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該 **B** を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の **C** その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

A	B	C
1 電波の利用状況	終了促進措置	免許の有効期間
2 混信若しくはふくそう	特定周波数終了対策業務	免許の有効期間
3 電波の利用状況	特定周波数終了対策業務	無線設備の工事設計
4 混信若しくはふくそう	終了促進措置	無線設備の工事設計

A－5 次の事項のうち、総務大臣の行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならない無線設備の機器（注）に該当するものはどれか。電波法（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 1 人工衛星局に備え付ける無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの
- 2 基幹放送局に備え付ける無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの
- 3 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
- 4 航空機に備え付ける無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの

A－6 基準周波数等の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1** 「基準周波数」とは、特性周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の特性周波数に対する偏位は、割当周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- 2** 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 3** 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 4** 「指定周波数帯」とは、その周波数帯の中央の周波数が割当周波数と一致し、かつ、その周波数帯幅が占有周波数帯幅の許容値と周波数の許容偏差の絶対値の2倍との和に等しい周波数帯をいう。
- 5** 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。

A－7 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に **A** のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が **B** の無線局の無線設備
- (2) **C** の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 **D** 無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

	A	B	C	D
1	無線従事者	20ミリワット以下	移動業務の無線局	臨時に開設する
2	無線従事者	30ミリワット以下	移動する無線局	総務大臣の認定を受けた
3	取扱者	30ミリワット以下	移動業務の無線局	臨時に開設する
4	取扱者	20ミリワット以下	移動する無線局	臨時に開設する
5	無線従事者	20ミリワット以下	移動業務の無線局	総務大臣の認定を受けた

A－8 無線局に係る安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の3、第23条、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、高圧電気とは、高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1** 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2** 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。
- 3** 送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは人体に容易に触れない構造である絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4** 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
 - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
 - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

A－9 次の記述は、人工衛星局の位置の維持について述べたものである。電波法施行規則（第32条の4）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 対地静止衛星に開設する人工衛星局（□Aを除く。）であって、□Bの無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から経度の（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、□C又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- ③ 対地静止衛星に開設する人工衛星局であって、①及び②の人工衛星局以外のものは、公称されている位置から□D以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A	B	C	D
1 実験試験局	固定地点の地球局と移動する地球局の間	データ放送	経度の（±）0.5度
2 実用化試験局	固定地点の地球局と移動する地球局の間	データ伝送	緯度の（±）0.5度
3 実用化試験局	固定地点の地球局相互間	データ放送	緯度の（±）0.5度
4 実用化試験局	固定地点の地球局相互間	データ伝送	緯度の（±）0.5度
5 実験試験局	固定地点の地球局相互間	データ伝送	経度の（±）0.5度

A－10 周波数の測定等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）及び無線局運用規則（第4条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第31条（周波数測定装置の備えつけ）の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、自局の発射する電波の周波数を測定した結果、その偏差が許容値を超えるときは、直ちに調整して許容値内に保つとともに、その事実及び措置の内容を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 2 電波法第31条の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、できる限りしばしば自局の発射する電波の周波数（電波法施行規則第11条の3（周波数測定装置の備付け）第3号に該当する送信設備の使用電波の周波数を測定することとなっている無線局であるときは、それらの周波数を含む。）を測定しなければならない。
- 3 電波法第31条の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、その周波数測定装置を常時同条に規定する確度を保つように較正しておかなければならない。
- 4 基幹放送局においては、発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。

A－11 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって□Aものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り□Bの変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る□Cによっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 発振周波数の影響を受けない	外囲の温度又は湿度	環境の急激な変化
2 発振周波数に影響を与えない	外囲の温度又は湿度	振動又は衝撃
3 発振周波数の影響を受けない	気圧	振動又は衝撃
4 発振周波数に影響を与えない	気圧	環境の急激な変化

A－12 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 総務大臣は、電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基く命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。

A－13 暗語の使用に関する次の記述のうち、電波法（第58条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 簡易無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 アマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 3 陸上移動業務の無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 4 実験等無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

A－14 次の記述は、地上基幹放送局の試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第139条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 地上基幹放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及び A によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。
- ② 地上基幹放送局は、①の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及び発射中 B ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは（外国語を使用する場合は、これに相当する語）」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称（テレビジョン放送を行う地上基幹放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて）を放送しなければならない。
- ③ 地上基幹放送局が試験又は調整のために送信する C は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。
- ④ 地上基幹放送局において試験電波を発射するときは、無線局運用規則第14条第1項の規定にかかわらず D によってその電波を変調することができる。

A	B	C	D
1 その他必要と認める周波数	10分	音響又は映像	レコード又は低周波発振器による音声出力
2 その他必要と認める周波数	30分	音声又は符号	レコード又は低周波発振器による音声出力
3 同一放送区域にある他の地上基幹放送局の周波数	10分	音響又は映像	試験中であることを示す適宜の音声
4 同一放送区域にある他の地上基幹放送局の周波数	30分	音声又は符号	レコード又は低周波発振器による音声出力
5 その他必要と認める周波数	30分	音声又は符号	試験中であることを示す適宜の音声

A－15 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、□A又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に□Bことができる。
- ② 総務大臣が①により無線局に通信を行わせたときは、国は、□Cを弁償しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ④ 総務大臣は、③の措置を講じようとするときは、□Dの協力を求めることができる。

A	B	C	D
1 交通通信の確保	行うように要請する	その通信に要した実費	防災関係機関
2 電力の供給	行わせる	その通信によって生じた損失	防災関係機関
3 電力の供給	行うように要請する	その通信に要した実費	防災関係機関
4 交通通信の確保	行うように要請する	その通信によって生じた損失	免許人又は登録人
5 交通通信の確保	行わせる	その通信に要した実費	免許人又は登録人

B－1 次の記述は、基準不適合設備に対する対策について述べたものである。電波法（第102条の11）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、次の(1)又は(2)に掲げる場合において、(1)若しくは(2)に定める設計と同一の設計又は(1)若しくは(2)に定める設計と類似の設計であって電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合しないものに基づき製造され、又は改造された無線設備（以下「基準不適合設備」という。）が□アされることにより、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために□イ、当該基準不適合設備の□ウに対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを□エすることができる。
- (1) 無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が電波法第3章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認めるとき 当該無線設備に係る設計
- (2) 無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造されたものであると認められる場合において、当該無線設備を使用する無線局が開設されたならば、当該無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあると認めるとき 当該無線設備に係る設計
- ② 総務大臣は、①による□エをした場合において、その□エを受けた者がその□エに従わないときは、□オことができる。

1 広く販売	2 広く利用	3 必要な限度において	4 必要があるときは
5 利用者	6 製造業者、輸入業者又は販売業者	7 勧告	
8 命令	9 その旨を公表する	10 製造又は販売の中止を命ずる	

B－2 免許の申請の審査に関する次の事項のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、固定局の審査事項に該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア その無線局の業務を維持するに足る経理的基礎があること。
- イ 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- ウ 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- エ 周波数の割当てが可能であること。
- オ その無線局の業務を維持するに足る技術的能力があること。

B－3 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
D 1 D	ア	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	イ
F 8 E	角度変調で周波数変調	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	ウ
G 9 W	角度変調で位相変調	エ	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
R 2 F	オ	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）

- 1 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの

2 パルス変調（変調パルス列）のパルスの期間中に搬送波を角度変調するもの

3 電信（自動受信を目的とするもの）

4 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

5 電話（音響の放送を含む。）

6 ファクシミリ

7 デジタル信号である2以上のチャネルのもの

8 デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの

9 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯

10 振幅変調で低減搬送波による単側波帯

B－4 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第一級陸上無線技術士の資格を有する無線従事者が行うことができる操作に該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 第4級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
- イ 航空交通管制の用に供する航空局の無線設備の通信操作及び技術操作
- ウ 海岸地球局の無線設備の技術操作
- エ 陸上に開設する無線局の無線設備の通信操作及び技術操作
- オ 空中線電力が10キロワットのテレビジョン基幹放送局の無線設備の技術操作

B－5 次の記述は、免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用について述べたものである。電波法（第70条の7、第70条の8、第76条及び第81条）及び電波法施行令（第5条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（注1）の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用（簡易な操作によるものに限る。以下同じ。）が ア に資するものである場合には、当該無線局の免許が効力を有する間、自己以外の者に当該無線局の運用を行わせることができる（注2）。

注1 無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して、簡易な操作で運用することにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものとして総務省令で定めるものに限る。

2 免許人以外の者が電波法第5条（欠格事由）第3項各号のいずれかに該当するときに除く。

② ①により自己以外の者に無線局の運用を行かせた免許人は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者の氏名又は名称、当該自己以外の者による運用の期間その他の総務省令で定める イ なければならない。

③ ①により自己以外の者に無線局の運用を行かせた免許人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、ウ を行わなければならない。

④ ①により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて エ、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

⑤ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、①により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者に対し、オ ことができる。

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 第三者の利益 | 2 電波の能率的な利用 |
| 3 事項を総務大臣に届け出 | 4 事項に関する記録を作成し、当該自己以外の者による無線局の運用が終了した日から2年間保存し |
| 5 当該自己以外の者に対し、必要かつ適切な監督 | 6 当該自己以外の者の要請に応じ、適切な支援 |
| 7 運用義務時間 | 8 運用許容時間 |
| 9 無線局の運用に関して勧告する | 10 無線局に関し報告を求める |